

## 第4章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理の徹底などこれまでの取組を一層強化するとともに、アスベスト廃棄物対策や在宅医療廃棄物<sup>1</sup>対策、災害廃棄物対策<sup>2</sup>など、新たな課題への適切な対応が求められています。

### 第1節 一般廃棄物

#### 1 発生抑制及び減量化

- 一般廃棄物のさらなる減量化のためには、行政だけでなく、住民、地域、事業者が一体となって、3R（①リデュース：発生抑制，②リユース：再使用，③リサイクル：再生利用）に関する取組を推進する必要があります。
- 市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。

#### 2 適正処理対策の推進

- ごみ焼却施設の運転，点検などの施設内作業や解体作業におけるばいじん及び焼却灰等除去作業でのダイオキシン類ばく露防止対策<sup>3</sup>を徹底する必要があります。
- 在宅医療廃棄物など家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理について検討する必要があります。
- 一般廃棄物処理施設等で事故が発生した場合，周辺環境に多大な影響を与えるおそれがあることから，事故発生時の対応方法等を定めておく必要があります。
- 海ごみ<sup>4</sup>による環境・景観の悪化，漁業被害等の問題が発生しており，海ごみの発生抑制，処理体制について検討が求められています。

#### 3 処理施設の確保

- 市町による焼却施設などのごみ処理施設を計画的に整備する必要があります。
- ごみのリサイクル及びエネルギーの回収・利用を考慮した施設整備の推進を図る必要があります。
- 市町の効率的な処理体制や処理施設の整備を進めていく必要があります。

---

1 在宅医療廃棄物：在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。

2 災害廃棄物：地震や洪水などで建築物が倒壊したり，焼失するなどして発生したがれき類，木くず，コンクリートなどのこと。

3 ダイオキシン類ばく露防止対策：廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転，点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから，厚生労働省では，平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し，廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

4 海ごみ：海底ごみ（海底に沈んでいるもの），漂流ごみ（海中を浮遊しているもの），漂着ごみ（海岸に打ち上げられたもの）の総称。

#### 4 生活排水対策（し尿等）の推進

- 広島県汚水適正処理構想に基づいて、引き続き、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽の整備を計画的に推進する必要があります。
- 浄化槽の維持管理は、設置者である住民の責任において実施されるものであるため、住民に適正な維持管理やその状況を確認する法定検査の受検促進を啓発するとともに、立入検査等により維持管理の状況を確認する必要があります。

#### 5 災害廃棄物対策の推進

- 台風や地震など災害時において、住民の生活環境を早急に復旧させるため、多量に発生する災害廃棄物の処理が問題となっています。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、単独の市町の処理能力等では迅速な対応ができない場合も想定されるため、周辺市町と相互に協力して処理する体制が求められています。

### 第2節 産業廃棄物

#### 1 発生抑制及び減量化

- 経済的手法による産業廃棄物の埋立抑制や3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するため、産業廃棄物埋立税制度を活用する必要があります。
- 3Rの推進に当たっては、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に沿った取組を行うとともに、これらの取組を進めるために必要な排出場所又は排出時点での分別の徹底を図る必要があります。

#### 2 適正処理対策の推進

- 排出事業者に対しては、「排出事業者責任<sup>5</sup>」を徹底するための啓発、指導に加え、自らが排出した廃棄物の処理状況を管理・把握できる、電子マニフェストの普及促進、導入に向けた支援などが必要です。
- 処理業者に対しては、監視指導の更なる強化に加え、優良業者の育成などに取り組む必要があります。
- アスベスト廃棄物の適正処理体制を確保するとともに、PCB廃棄物の処理を円滑に推進する必要があります。
- 産業界等が行う広域的な処理体制の構築や環境改善活動などの自主的な取組を促進し、支援していく必要があります。
- 産業廃棄物の広域移動については、これらが不適正な処理につながらないよう監視・指導の徹底に努めるとともに、適正に管理する必要があります。

---

5 排出事業者責任：廃棄物などを排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとする考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つ。

### 3 処理施設の確保

- 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導を行うとともに、特に、最終処分場にあつては、生活環境保全上の支障が生じないように、埋立終了後の適正な維持管理に必要な費用の積み立て、廃止後の跡地の形質変更に係る適正な施工など、安全対策に係る指導を徹底する必要があります。
- 民間処分場の設置が困難となっているため、これを補完する公共関与処分場の整備を推進する必要があります。

### 第3節 不法投棄防止対策

不法投棄事案は依然として発生しており、特に、土地造成を偽装して地中に埋め立てるなど、悪質化、巧妙化していることから、引き続き、不法投棄対策班等の活動を通じて、未然防止、早期発見、早期解決の観点から対策を進めていく必要があります。

### 第4節 循環型社会の実現

#### 1 リサイクルの推進

- 事業活動に伴って排出される廃棄物のリサイクルを推進するため、事業者のリサイクルに係る取組を支援し、自主的な取組を促進する必要があります。
- リサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに、付加価値の高いリサイクル製品の生産やリサイクルシステムの構築を支援し、地域におけるリサイクル産業を振興する必要があります。
- リサイクル製品の利用が停滞していることから、リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要があります。
- 廃プラスチック類の燃料化などサーマル利用や廃棄物系バイオマス<sup>6</sup>の利活用の推進を図る必要があります。
- 最終処分率が高い又は再生利用率が低い産業廃棄物（建設汚泥、廃プラスチック類等）について、リサイクルの取組を進める必要があります。
- 容器包装リサイクル法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）など、各種リサイクル法に基づくリサイクルが円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者の調整に努める必要があります。
- 家畜排せつ物について、良質堆肥の生産と堆肥の利用促進を更に推進する必要があります。
- 下水道普及率等の向上により増加傾向にある下水道汚泥や上水道汚泥について、リサイクルを進める必要があります。

---

6 廃棄物系バイオマス：バイオマス（biomass）は、バイオ（bio＝生物、生物資源）とマス（mass＝量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材等をいう。

## 2 エコタウン構想の推進

- びんごエコタウン構想の具体化に向け、資源循環型産業の拠点となる「びんごエコ団地」の整備を進めるとともに、立地の促進を図る必要があります。

## 3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

- 廃棄物処理における諸課題を認識し解決するため、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な環境保全活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習・環境教育を積極的に進める必要があります。
- その手法として、環境情報の適切な提供や県民、事業者、団体、行政等が連携した地域の取組を拡げていく必要があります。

## 4 市町による環境基本計画等の策定の促進

- 循環型社会の実現に向けた取組を促進するためには、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく取組を計画的に進めていく必要があります。

## 5 県の率先した取組

- 県民、事業者、団体、行政など幅広い主体による3Rの取組を促進するため、県自ら率先して、事務事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組んで行く必要があります。